

江府町地域おこし協力隊（雇用型）設置要綱

平成 31 年 3 月 26 日

要綱第 5 号

江府町地域おこし協力隊設置要綱の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 過疎化や高齢化の進行が著しい江府町において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活動に登用するとともに、若者等の定住及び地域力の維持・向上を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。)に基づき、江府町地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置し、これに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力隊の活動）

第 2 条 協力隊は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 観光振興及び産業創出に関する企画立案・運営に関する支援活動
- (2) 自然環境を活用した情報発信と企画立案に関する支援活動
- (3) 都市との交流及び移住定住促進事業に関する支援活動
- (4) 福祉、地域の行事・文化・芸術に関する支援活動
- (5) 農林業者への支援・特産品の開発及び販売・情報発信に関する支援活動
- (6) 住民の生活及び地域おこしに関する支援活動
- (7) その他、地域活性化に関する支援活動

（協力隊の身分）

第 3 条 協力隊の身分は、江府町一般職に属する職員で、江府町非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する規則（平成 21 年 2 月 27 日規則第 2 号。以下「任用に関する規則」という。）に基づく非常勤職員とする。

（協力隊員の雇用）

第 4 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の要件をすべて満たす者のうちから、町長が雇用するものとする。

- (1) 生活の拠点を 3 大都市圏をはじめとする都市地域等（推進要綱に規定する 3 大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。）から江府町へ住民票を異動させる予定のある者。ただし、江府町内において異動した者及び採用前に既に江府町内に定住・定着している者（既に住民票の移動が行われている者等）については、原則として含まない。
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者
- (3) 心身ともに健康で誠実に職務ができる者
- (4) その他町長が必要と認める要件を具備する者

（隊員の雇用期間）

第 5 条 隊員の雇用期間は、1 年以内とし、最長 3 年まで延長することができるものとする。

2 雇用を延長する場合には、1 年以内ごとに雇用期間を延長することとする。

(隊員の解任)

第6条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、雇用期間中であっても解任することができる。

- (1) 自己の都合により、退職又は辞任の申出があったとき。
- (2) 法令若しくは隊員の義務に反し、又は活動を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 隊員として相応しくない非行のあったとき。
- (6) 町外に住所や生活の拠点を移したとき。
- (7) 活動の状況を町が確認し、隊員として相応しくないと判断したとき。
- (8) 特別の事由があるとき。

(隊員の責務)

第7条 隊員は、活動状況について実施した日ごとに記録し、毎月5日までに前月分の活動内容を報告しなければならない。報告書は、地域おこし協力隊活動日報(様式第1号)を用いて提出することとする。

2 隊員は、町並びに支援団体の指示及び指導に従わなければならない。

(活動時間、休暇等)

第8条 隊員の勤務は原則週5日勤務とし、1週間あたり勤務時間38時間45分を基本とする。

2 隊員の休暇は、任用に関する規則第7条、第8条、第9条に準ずる。

3 隊員の時間外勤務等については、任用に関する規則第5条、第6条に準ずる。

(賃金)

第9条 隊員の賃金は月額とし、その額及び支給方法は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 隊員の賃金は、月額166,000円とする。
- (2) 賃金の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。
- (3) 町長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。
- (4) 賃金の計算期間は、月の1日から末日までとする。

(社会保険の加入)

第10条 隊員の社会保険の加入については、任用に関する規則に準ずる。

(秘密を守る義務)

第11条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務等)

第 12 条 隊員に関する庶務は総務課において処理し、業務等に関する指示は事業の担当課にて行う。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

町長	副町長	総務課長	主管課長	合議	担当者

平成 年度 地域おこし協力隊 活動日報 （ 月分）

隊員氏名： _____ ⑩

活動期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

活動内容：別紙のとおり

(別紙)

平成 年 月 日 ()	
活動内容	
報告事項	
備考	

平成 年 月 日 ()	
活動内容	
報告事項	
備考	

平成 年 月 日 ()	
活動内容	
報告事項	
備考	